

さいたま市告示第545号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業3・3・11号 産業道路

2 縦覧場所

さいたま市中央区下落合五丁目7番10号

さいたま市建設局南部建設事務所道路建設課